

# 令和8年度（2026年度）台湾における熊本の認知度向上・イメージアッププロモーション業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1 事業の目的

本県では、2024年12月に策定した「くまもと新時代共創基本方針」において、「世界的な半導体関連企業の進出を契機として、国際的な交流が加速する中で、アジアに近い地理的優位性等も最大限に活かしながら、これらの強みをさらにステップアップさせ、世界に挑戦する県、「くまもと新時代」を目指す」との方針を打ち出し、世界に開かれた熊本を目指すこととしている。

とりわけ、台湾については、半導体関連企業の集積や人的交流に加え、直行便就航によるインバウンド促進、県産品等の販路拡大（輸出促進）など様々な分野で交流が活発化している。特に、航空路線については、九州初の台南線や台中線の就航、高雄線の増便など、台中以南の地域でもネットワークが広がり、更なる交流が期待できる。そこで、台湾のうち台中、台南、高雄地域における本県の認知度向上・イメージアッププロモーションを実施し、本県が台湾で展開する各分野における取組みへの波及・相乗により効果を最大化することを目的とする（3地域を対象としたプロモーション、または重点地域に絞ったプロモーションのいずれでも可）。

## 2 プロポーザル実施の目的

上記「1 事業の目的」に示す事業効果を最大限に高めるためには、台湾におけるプロモーションに関する知見や企画力などの専門性を有し、かつ、確実に業務を遂行できる業者を選定する必要がある。従って本事業は、価格よりも内容が重視され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、公募型プロポーザルを実施して契約相手方を決定する。

## 3 委託する業務

別添「令和8年度（2026年度）台湾における熊本の認知度向上・イメージアッププロモーション業務委託基本仕様書」のとおり。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

## 5 プロポーザルの概要

### （1）名称

令和8年度（2026年度）台湾における熊本の認知度向上・イメージアッププロモーション業務委託に係るプロポーザル

### （2）課題

業務委託に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案

(3) スケジュール

2026年	7月10日(金)	参加申込書 提出期限(正午必着)
	7月10日(金)	質問書 提出期限(正午必着)
	7月22日(水)	企画提案書 提出期限(正午必着)
	8月4日(火) 予定	最終審査(プレゼンテーション)
		※第1次審査通過者が対象
	8月初旬	審査結果通知

6 参加資格

- (1) 法人又は法人で構成される団体。ただし、海外に拠点を置く法人が参加する旨を申し出た場合においては、(2) 以下に掲げる条件に準じ個別に参加資格を判断する。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
  - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
  - ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
  - イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
  - ウ 代表団体及びその構成員は上記の(2)～(6)のすべてを満たすこと。
- (8) 本業務の運営にあたっては、十分なスタッフ数を確保するとともに、複数のスタッフが担当を行うなど着実に業務遂行できる実施体制を確保すること。

## 7 受託者の選定方法

### (1) 第1次審査（書類審査）

募集期間終了後、資格審査のうえ、下記の評価項目に基づき提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる3件程度の提案を選考する。

なお、必要に応じ電話等によるヒアリングを実施する。

選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知する。

選考に当たっては、次の評価項目により審査を行う。

評価項目	配点
①提案内容は、仕様書の「業務の目的」「委託業務の内容」を十分理解したものととなっているか。(今だからこそこのタイミング・内容、発信方法、全体的なまとまり感など)	10
②広報媒体の発信量は十分か(十分な露出機会が確保されているか)	10
③台湾の文化や言語、各種メディア、SNSの利用状況等を踏まえた、効果的なプロモーションとなっているか。	15
④熊本のイメージアップ・認知度向上につながる広報展開か。(斬新なアイデア、話題性のある提案内容など)	15
⑤一方的な情報提供や発信だけではなく、多くの方々が共感・参画できる“しかけ”があるか。(SNS広告等を主とした一方的な情報発信になっていないか)	15
⑥各部局が実施する取組みへの波及・相乗効果が見込めるか。	15
⑦当該広報の事業効果を図るため、適切な成果指標が設定されているか。	5
⑧広報展開スケジュールは、効果的な時期をとらえているか。また、準備期間に無理はないか。	5
⑨本業務を運営・遂行するスタッフは、台湾向けプロモーションであることを踏まえ、十分に確保されているか。(イベントの事前調整・準備及び当日の対応について、十分に執行できるスタッフ数及び複数のスタッフが担当を行うなど着実に業務遂行できる実施体制が確保されているか。パートナー企業の数に制限はないが、仮にそれらが多数入ることにより、本県の考えが上手く伝わらない、スピードが損なわれるなど懸念を抱かせる提案になってないか。)	5
⑩・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があるか。 ・熊本県SDGs登録制度、パートナーシップ構築宣言又は熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	5

## (2) 最終審査（プレゼンテーション）

第1次審査を経過した提案については、以下のア、イにより、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を行っていただき、最も事業効果が高いと判断した提案者を受託者として選定する。

なお、選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知する。

ア 日時 令和8年（2026年）8月4日（火）を予定

質疑応答を含め、持ち時間は40分程度とする。

イ 詳細な日時、場所等は、第1次審査を通過した提案者に文書にて通知する。

## (3) 留意事項

「くまモン」をフックとして活用する場合は、くまモンオフィシャルホームページ (<https://kumamon-land.jp/>) を参考とすること。

なお、くまモンが台湾で出動する場合は、くまモン及びアテンド（最低1名）の渡航費用（往復）、現地での滞在費用、移動（車の借り上げ）費用、通訳費用等の費用負担が必要となることに留意すること。

## 8 プロポーザル参加申込み

### (1) 提出物

ア プロポーザル参加申込書（別紙様式1） 1部

イ 会社概要 1部

会社概要の分かるパンフレット等を添付すること。

ウ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

エ 印鑑証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した法人の印鑑証明書の原本に限る。

オ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書（決算期変更等で決算の月数が1年に満たない場合は、事業年度二期分の決算書）の写し 1部

カ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの） 1部

（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（イ）県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありませぬ。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

キ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※現在、熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからキまでの書類を省略することができる。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)7月10日(金)正午まで。

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

9 提案書の提出

(1) 提案書

「7 受託者の選定方法(評価項目)」及び基本仕様書を踏まえた上で、次の項目を盛り込んで作成すること。

ア 表紙(別紙様式2)

イ 概要

今回提案する企画の全体概要をA4版1枚で分かりやすく簡潔にまとめること。

ウ 企画コンセプト

エ 企画の提案とその理由

実際の広報展開がイメージできるよう画像等も使用し記載すること。

オ 企画内容の実施スケジュール(管理運営計画含む)

カ 本業務に携わるスタッフの役割及び実施体制(複数の担当者など)、特長(強みなど)、実績等

キ 事業者の取組

該当がある場合は、添付資料とともに事業者の取組に関する申出書(様式3)を提出すること。

ク 参考見積額

内訳を明確にすること。

(2) 提出部数 正本1部 副本6部

(3) 提出期限

令和8年(2026年)7月22日(水)正午まで。

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(5) 注意事項

ア 提案者名は、提案書の表紙以外には記入しないこと。

イ サイズは原則A4版とする。

ウ 提出書類は、片面印刷、両面印刷は問わないが、長辺とじを意識すること。

## 10 質問書

実施要領や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、次のとおり提出する。

### (1) 提出方法

質問は必ず質問書（別紙様式4）を用いることとする。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）

### (2) 提出期限

令和8年（2026年）7月10日（金）正午まで

### (3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

### (4) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県ホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

## 11 予算額

17,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

## 12 契約保証金に関する事項

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

## 13 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/1/245654.html>

## 14 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

(3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。

(4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。

(6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づ

き公開することがある。

- (7) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意いただき、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (9) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
  - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (10) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約を締結するものとする。）
- (11) 企画審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (12) 参加者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーション（事業説明）での選定は実施する。
- (13) 参加申込手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。

## 15 問合せ・書類提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県知事公室広報課 企画・広報班 前、川端

TEL:096-333-2027/FAX:096-386-2040

E-Mail: [kawabata-s@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kawabata-s@pref.kumamoto.lg.jp)